

発表日時：平成24年8月8日（水） 14時

東日本大震災復興測量支援協議会

市町村が行う「公共基準点の成果改定（発注）業務」を支援

東日本大震災復興測量支援協議会（会長：村井俊治）では、市町村が行う「座標補正・標高補正ソフトウェアを用いた公共基準点の成果改定」の発注（委託）業務に必要な公共測量実施計画書、仕様書および外注費積算書の作成支援を無償で行います。

この支援について周知するため、支援対象市町村に案内パンフレットを送付するとともに、国土地理院が行う説明会や講演会等においても配布し、周知を図ることとしています。

■支援期間： 平成24年8月10日～平成25年3月29日

■支援対象市町村：東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法適用の190市町村。
（大量の帰宅困難者が発生したため災害救助法を適用した東京都およびすでに改測等により成果改定が終わった市町村は除く。）

（資料）

資料－1 業務支援の概要

資料－2 公共基準点成果改定の業務支援案内パンフレット

（問い合わせ先）

東日本大震災復興測量支援協議会

事務局 社団法人日本測量協会 測量技術センター内

〒173-0004 東京都板橋区板橋1-48-12 雨宮 秀雄 03-3579-6816

復興測量支援センター 測量技術センター 東北支所内

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-6-6 吉成 富夫 022-297-2683

支援業務の概要

昨年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震 (M9.0) は、東北から関東にかけて甚大な被害をもたらすとともに、最大で水平方向で 5.3m、上下方向で 1.2m の大きな地殻変動を引き起こしました。

この地殻変動のため、国や地方公共団体で整備された公共基準点の成果 (座標と標高) は現状と合わなくなっており、このままでは復興事業のために実施する公共測量等に支障をきたします。

このため、現在市町村が管理している公共基準点は、①改めて測量する方法 (改測)、又は②ソフトウェアを用いて座標と標高を変換する方法等により、新しい成果に改定する必要があります。

国土地理院では、昨年 10 月、ソフトウェアを用いて変換する方法で成果を改定するために必要な「座標変換および標高変換パラメータ」と「座標補正および標高補正ソフトウェア」を公表しました。

協議会では、この「座標補正および標高補正ソフトウェア」を使って、基準点成果を改定することを計画されている市町村に対し、発注に必要な公共測量実施計画書、仕様書および外注費積算書の作成支援を無償で行います。

被災地の市町村では復興事業のために技術者が不足していると思われるので、是非活用して頂きたいと考えています。

なお、復興測量支援協議会の構成団体である(社)日本測量協会が、実際の実務を担当いたします。

■支援対象業務：市町村が発注を予定または計画している「座標補正・標高補正ソフトウェアを用いた公共基準点成果改定に伴う委託業務」

■支援内容：公共測量実施計画書の作成、仕様書の作成および外注費積算書の作成支援
(注：市町村が行う発注業務の一部についての支援です。)

■支援費用：無償

■担当窓口：東日本大震災復興測量支援協議会の活動の一環として、(社)日本測量協会が実務を担当します。

担当窓口 電話 03-3579-6839 メール shien@geo.or.jp

座標補正・標高補正ソフトウェアを用いた 公共基準点成果改定の業務支援

東北地方太平洋沖地震による地殻変動で、あなたの街に設置されている公共基準点の位置が大きく変化しています。このままだと、復興事業や防災事業の計画・実施に支障を来します。計画的な未来のまちづくりや防災対策を推進するため、基準となる公共基準点の成果の改定が必要です。

測量関係7団体で構成する「東日本大震災復興測量支援協議会（復興測量支援協議会）」は、東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法適用市町村について、公共測量成果改定マニュアル（平成20年4月国土交通省国土地理院作成）に基づく公共基準点成果の改定の発注業務を支援いたします。

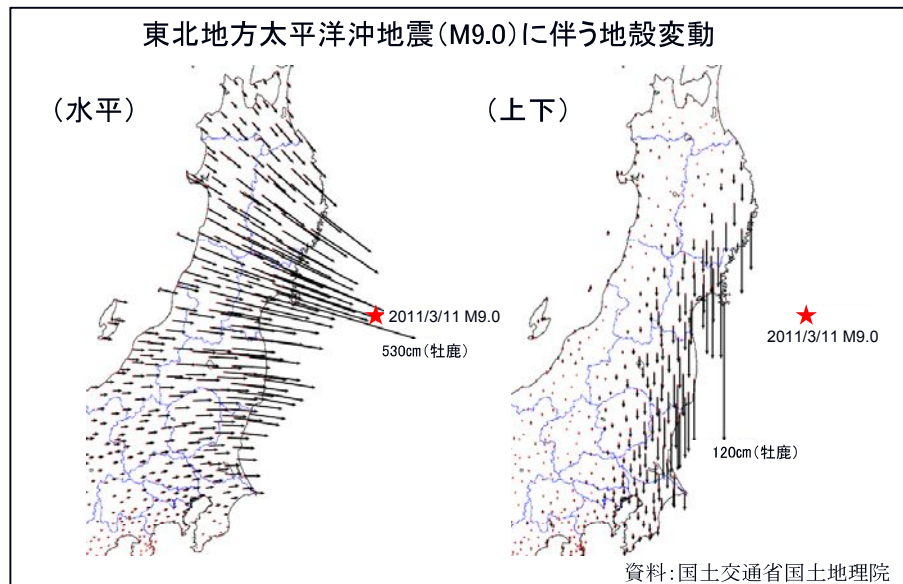
《東日本大震災復興測量支援協議会》

社団法人 日本測量協会
一般社団法人 日本測量機器工業会
一般社団法人 全国測量設計業協会連合会
公益財団法人 日本測量調査技術協会
日本土地家屋調査士会連合会
社団法人 日本地図調製業協会
電子基準点を利用したリアルタイム測位推進協議会
後援 国土交通省国土地理院

■最大で水平方向に5.3m、上下方向に1.2m移動

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、最大で水平方向に5.3m、上下方向に約1.2mという極めて大きな地殻変動が観測されました

（右図は、島根県にある電子基準点「三隅」が地震前後で動いていないと仮定して計算されたものです。）



■復興事業を推進するため、早急な公共基準点成果の改定が必要です。

平成23年10月、国土交通省国土地理院は、東北地方太平洋沖地震に伴い、大きな地殻変動が観測された地域の三角点及び水準点の現地測量結果を基に、約43,000点の三角点及び約1,900点の水準点の成果を改定し、地震に伴う地殻変動の補正パラメータを公表しました。

被災地の復興事業・防災事業を計画的に推進するためには、新しい成果に基づいて各種公共測量を行うことが必要です。そのため、市町村は自らが保有する公共基準点成果を早急に改定する必要があります。

◆市町村が行う座標補正・標高補正ソフトウェアを用いた公共基準点成果改定の発注業務を支援いたします。（無償）

復興測量支援協議会は、東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法適用市町村（東京都を除く）が行う座標補正・標高補正ソフトウェアによる公共基準点成果改定の発注業務のうち、以下の業務を無償で行います。

- 公共測量実施計画書の作成支援
- 仕様書の作成支援
- 外注費積算書の作成支援

業務支援は、平成24年8月10日（金）～平成25年3月29日（金）までとさせていただきます。実務は、復興測量支援協議会構成団体である（社）日本測量協会が担当します。

◆公共基準点成果改定の業務支援の流れ

測量計画機関（市町村）

- ◆管内の公共基準点成果の管理状況等を調査後、支援要望書を復興測量支援協議会へ提出

復興測量支援協議会

- ◆測量計画機関と業務支援について打合わせ
- ◆公共測量実施計画書等の作成

測量計画機関（市町村）

- ◆測量法36条に基づく公共測量実施計画書の提出
- ◆予定価格の作成
- ◆公共基準点成果改定業務の発注・監督・検査の実施

◆問い合わせ先

東日本大震災復興測量支援協議会事務局 メール：shien@geo.or.jp

〒173-0004 東京都板橋区板橋1-48-12 社団法人日本測量協会測量技術センター内 電話 03-3579-6839

社団法人日本測量協会 測量技術センター 東北支所内 復興測量支援センター

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-6-6 ソキア・トプコン仙台ビル 電話022-297-2683